

神奈川県災害多言語支援センターの設置・運営に係る協定書

締結 平成24年3月12日

改正 平成26年3月26日

改正 平成28年9月30日

神奈川県(以下、「甲」という。)と公益財団法人かながわ国際交流財団(以下、「乙」という。)は、神奈川県災害対策本部が設置される災害時(以下、「災害時」という。)において、言葉の壁がある外国人住民への被害を軽減するために設置・運営する神奈川県災害多言語支援センター(以下、「センター」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、神奈川県地域防災計画に基づき、災害時に外国人住民支援の取組みを行うため、センターの設置・運営、並びに、甲及び乙の果たす役割について、必要な事項を定めるものとする。

(センターの設置)

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するため、相互に連携・協力し、センターの設置・運営に関し必要な業務を実施するものとする。

(センターの役割)

第3条 センターの役割は、以下のとおりとする。

(1) やさしい日本語及び多言語による情報提供

(2) 行政窓口等への通訳及び外国人住民からの相談対応

2 役割は前項のほか、被害の状況により甲乙で協議し、追加・変更することができる。

(センターの設置場所)

第4条 センターは甲乙事務所に設置することとする。但し、前条第1項(2)の役割については、乙の事務所内(横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13階多言語支援センター内)に設置する。

2 災害被害により乙の事務所内において、前条の役割を果たすことが困難である場合は、甲の事務所内(横浜市中区日本大通1)に設置する。

3 甲は、甲及び乙の事務所が被災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

(センターの運営)

第5条 センターの運営は甲乙協働で行う。

2 甲乙は、必要に応じて、県内外の自治体・団体と連携して、センターの運営を行う。

(県内外への応援要請)

第6条 前条第2項の業務を行うため、甲乙は、次に掲げる事項を明らかにして、県内外団体へ応援を要請する。

(1)被災地域の外国人住民に係る情報

(2)応援の具体的な内容

(3)応援を希望する期間

(4)前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 甲乙は、センター運営に係る支援を受け入れる際は、その受け入れと円滑な活動の支援に努める。

(センター運営に係る甲及び乙の役割)

第7条 第3条に規定する事項に係る甲及び乙の役割は、別表のとおりとする。

(経費負担)

第8条 第5条の取組みによって生じた通信費等の事務経費は、甲乙それぞれで負担する。

(共通事項)

第9条 第2条の規定に関わらず、被害の状況により甲乙が協議を行なうことが困難な場合、甲乙は第3条における役割を果たすため、相互補完的に活動するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年9月30日

横浜市中区日本大通1

(甲) 神奈川県知事 黒岩 祐治

三浦郡葉山町上山口1560-39 湘南国際村センター内

(乙) 公益財団法人かながわ国際交流財団 理事長 高橋 忠生

神奈川県災害多言語支援センター運営に係る甲及び乙の役割

(1) やさしい日本語及び多言語による情報提供

甲	乙
神奈川県災害対策本部から発する情報をやさしい日本語及び多言語化し、ホームページ等により情報提供を行う。	甲がホームページ等で提供した情報から取捨選択し、携帯電話へのメール配信サービス等を活用し、外国人住民へ情報提供を行う。
	必要に応じて、公共機関等からの情報をやさしい日本語及び多言語化し、情報提供を行う。

(2) 行政窓口等への通訳及び外国人住民からの相談対応

甲	乙
通訳・翻訳ボランティアと連絡・調整を行い、行政窓口等への多言語による通訳支援、外国人住民からの相談体制を整備する。	通訳・相談業務に必要な執務スペース、物品の確保を行う。
	通訳・相談業務を運営するための人員配置・情報収集等全体コーディネートを行う。

なお、(1)(2)に掲げる以外のセンター運営に係る事項については、甲乙協働で行う。